



マイナンバーカードのお知らせ

【マイナポイント付与のお手続きについて】

対 象：令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請をされた方、既にマイナンバーカードをお持ちの方
ポイント申込期限：令和5年9月末まで（※延長されました。）

内 容：①マイナンバーカード新規取得による5,000円分相当のポイント
※事前にチャージまたはお買い物が必要となるキャッシュレス決済サービスがあります。
②健康保険証としての利用申し込みによる7,500円分相当のポイント
③公金受取口座の登録による7,500円分相当のポイント

○お手続きの際にご持参いただくもの

- ①マイナンバーカード（カード受取の際に設定した4桁の暗証番号が必要です）
- ②健康保険証
- ③公金受取口座にする本人名義の口座情報が分かるもの（通帳等）
- ④ポイントを付与するカード等（ICカード、電子マネー、クレジットカード等）

【マイナンバーカードのお受取りについて】

マイナンバーカードのお渡しの準備が完了した方に役場からハガキを送付しております。ハガキが届いた方は、ご来庁ください。

ハガキに記載されている受取期限が経過していてもカードの受取りができますので、ご都合に合わせて、福祉課までお越しください。

※なお、お受取りは原則、ご本人に限りますが、このたび代理受取りの条件が一部緩和されましたので、代理受取をご希望の方は福祉課へご相談ください。

○お受取りの際に必要なもの

- ・ハガキ、通知カード
 - ・本人確認ができるもの
 - ④運転免許証、パスポートなど顔写真入りの公的な身分証明証の場合は1点
 - ②①の本人確認書類をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳など、氏名が書かれたものを2点ご持参ください。（詳細はハガキの裏面に記載しています。）
- ※ハガキを紛失された方もカードのお受取りができますので、お問合せください。

【マイナンバーカードの受取等に関する土日の臨時開庁について】

お仕事などで、平日の開庁時間内にマイナンバーカードのお受取りや、ポイント付与のお手続きに来られない方のために、臨時窓口を開設します。

ハガキに記載されている受取期限が経過していても、マイナンバーカードのお受取りが出来ますので、日時をご確認の上、福祉課までお越しください。

※受取は原則、ご本人に限ります。

※住民票の請求など、マイナンバーカード交付関連以外の業務はお受けできませんので、ご注意ください。

開庁日時 令和5年5月13日（土） 午前10時から午後3時まで

場 所 福祉課（正面玄関からお入りください。）

必要書類 ・カード受取の方：本人確認書類、通知書（ハガキ）、通知カード
・マイナポイントの付与の方：マイナンバーカード、保険証、通帳（公金受取口座用）、ポイントを付与する決済サービスのカード等

問合せ 福祉課 戸籍住民グループ ☎21-2120



人権擁護委員が委嘱されました

この度、町長が推薦し、法務大臣から次の方が委嘱されました。

澤谷 栄治 氏（再任）

人権擁護委員は、町民の皆さんからの様々な人権問題の相談に応じています。

いじめや体罰、家庭内の夫婦・親子問題、セクハラやパワハラ、外国人差別、その他日常生活の様々な問題でお困りの方はお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

★余市町の人権擁護委員は、小樽人権擁護委員協議会に所属し、平日の常設相談や余市町内での特設相談（年4回予定）を行っています。

常設相談 ☎0134-23-3017（月～金曜日 午前9時～午後4時）

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120